

開かれた県政を 目指して

情報公開制度実施

高知県では、これまでも県民の皆さんに県政に関する各種の情報の提供を行ってきましたが、開かれた県政をより一層推進するために、10月1日から、皆さんの請求に応じて公文書を公開する「公文書開示」を実施することになりました。

この制度を利用できるのは、県内に住所を有する方と、県内に事務所、事業所を有する方や法人その他の団体です。

○請求方法
県庁本館1階の文書公開コーナーで、「公文書開示請求書」に必要事項を記入して提出する。

○開示、非開示の決定
請求書の受付日から15日以内に決定し、文書で通知。決定に不服があるときは、不服申し立てを行う（公文書開示審査会で

審査。

○開示方法

指定した日時、場所に決定通知書を持参する。

○費用

1件につき200円、写しの公布を受ける場合は、30円を加える。

この制度を実施する機関は、知事部局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理業者です。

なお、法令等で非公開とされている情報や個人に関する情報などが記録されている公文書は開示できません。詳しいことは、情報公開コーナーの職員にご相談ください。

青少年に有害図書・ビデオを『見せない、売らない、買わせない』ようにしましょう。

【一】会
【二】委員
【三】委員
【四】委員
【五】委員
【六】委員
【七】委員
【八】委員
【九】委員
【十】委員
【十一】委員
【十二】委員
【十三】委員
【十四】委員
【十五】委員
【十六】委員
【十七】委員
【十八】委員
【十九】委員
【二十】委員
【二十一】委員
【二十二】委員
【二十三】委員
【二十四】委員
【二十五】委員
【二十六】委員
【二十七】委員
【二十八】委員
【二十九】委員
【三十】委員
【三十一】委員
【三十二】委員
【三十三】委員
【三十四】委員
【三十五】委員
【三十六】委員
【三十七】委員
【三十八】委員
【三十九】委員
【四十】委員
【四十一】委員
【四十二】委員
【四十三】委員
【四十四】委員
【四十五】委員
【四十六】委員
【四十七】委員
【四十八】委員
【四十九】委員
【五十】委員
【五十一】委員
【五十二】委員
【五十三】委員
【五十四】委員
【五十五】委員
【五十六】委員
【五十七】委員
【五十八】委員
【五十九】委員
【六十】委員
【六十一】委員
【六十二】委員
【六十三】委員
【六十四】委員
【六十五】委員
【六十六】委員
【六十七】委員
【六十八】委員
【六十九】委員
【七十】委員
【七十一】委員
【七十二】委員
【七十三】委員
【七十四】委員
【七十五】委員
【七十六】委員
【七十七】委員
【七十八】委員
【七十九】委員
【八十】委員
【八十一】委員
【八十二】委員
【八十三】委員
【八十四】委員
【八十五】委員
【八十六】委員
【八十七】委員
【八十八】委員
【八十九】委員
【九十】委員
【九十一】委員
【九十二】委員
【九十三】委員
【九十四】委員
【九十五】委員
【九十六】委員
【九十七】委員
【九十八】委員
【九十九】委員
【一百】委員

同和教育シリーズ

部落はいつ、だれが、何のために

つくったのでしょうか⑩

前回述べた職業などのほかに、築城や築港、新田開発のための工事もまた、被差別部落のもとになりました。

築城などのためには、各地からいろいろな高度な技能を持つた人たちが集められ、それぞれ優遇されていました。城が完成すると、それらの人たちの中には、故郷へ帰る人もいました。そのまゝ居残った人も少なくありませんでした。

対する規制が、より明確にされるようになりました。

それでは、なぜこのような身分規制が行われたのでしょうか。八代將軍吉宗の時代、享保年間になると、商品、貨幣経済が進み、経済的に力をつけた金持ちの商人が出てくるようになりました。一方、武士階級の中には、商人から多額の借金をしたり、持参金付きの養子縁組みや、旗本、御家人株の売買などによって武士の身分を賈う町人が出てくるなど、身分制度が緩み始めました。そこで幕府は、享保の改革を行って、身分制度の引き締めと大幅な年貢の増収を図りました。これまでも重い年貢に苦しめられてきた農・漁民の生活は、極限に達し、彼らは打ち壊しや村方騒動など、命がけの抵抗を始めました。

長期にわたる工事が終わって故郷に帰っても、長男が跡を継いでいるので、分けてもらえる田畑はなく、新しい仕事を探して流浪するか、そのまま居残ることになったのです。その中には、本百姓に雇われて間人となったり、町人の走り使いなどで生活する人たちもいました。

こうした人たちは、村外れの谷合いや河原などに住んで荒地を開墾し、「小村」をつくらせて生活していました。この集落も身分が制度的に固定されていく過程で、やがて「かわた村」

の人たちと同じように、「賤民」身分に組み入れられ、百姓、町人よりさらに低い扱いをされていたと考えられています。

「かわた村」がつくられた時期は、地域によって違いがありますが、一七世紀半ばの寛永年間から一八世紀初めごろと言われており、いずれも幕藩体制の整備、強化と深くかかわっています。この時期の戸数や人口調査の文書などで「かわた」と言われた人たちは、百姓や町人とは別に、一番最後にまとめて書かれ、次第に百姓や町人とは違う下層の身分として位置付けられるようになりました。

一七〇六年（宝永三年）ごろになると、「かわた」は武士はもちろん、「御百姓様」に対しても「ぶしつけなおこないはしない」と誓わされ、呼び方も「えた」や「磯多」という差別的な呼称に変わってきています。

このころ新しく作られた「宗門改帳」などでは、「えた」身分を別帳にするなど、賤民層に

こうした農・漁民の不満や怒りを反らせるため、「上見て暮らすな、下見て暮らせ、下には下がある」とあきらめさせようとなりました。幕府は武士の權威を高め、農民にあきらめと忍従の生活を強いるために、賤民制度（えた身分）を法令化し、禁を破ったものに嚴罰を加えるなど、差別を強化していきま

した。

した。